



27 逗 個 情 運 発 第 2 号  
2015 年（平成 27 年）1 月 19 日

逗子市教育委員会 御中

逗子市個人情報保護運営  
会 長 立 川 丈



逗子市教育委員会が公共施設に設置する防犯カメラの管理運用  
事務に係る個人情報の本人外収集及び本人通知の省略並びに利  
用及び提供について（答申）

2015 年（平成 27 年）1 月 15 日付け、逗子市教育委員会諮問第 1 号に係る逗  
子市個人情報保護条例第 8 条第 3 項第 6 号及び同条第 4 項並びに第 10 条第 1 項  
第 4 号及び同条第 2 項の規定に基づく、本人外収集及び本人通知の省略並びに  
利用及び提供につきまして、審議の結果、諮問の内容を適当と認め答申します。

#### 記

本答申に基づき、防犯カメラ設置及び管理運用にあたっては個人の権利利益  
を不当に侵害することのないよう十分留意されたい。

また、今後教育委員会が公共施設に新たに防犯カメラを設置し管理運用を開  
始する場合は、管理運用にかかる要綱を遵守し、各所管課において要領等を定  
め、本審議会へ報告されたい。

以上